

「信託関係」における「受益者」の責任^(3:完)

星野 豊

筑波大学専任講師

三 わが国への応用可能性と今後の課題

1 信託と代理との関係の再検討

信託と代理との関係については、従来のわが国ではおおむね次のように説明されてきた。

「信託の特色は次の諸点に存することになる。〔中略〕信託は財産管理の制度であり、特定された

財産が制度の中心となっている点に特色がある。代理や間接代理とは、まず、この点で区別されなければならぬ。これらにあつては、特定された財産との関係は本質的でない。〔中略〕代理の場合には、代理権授与行為があつても目的物は依然本人に帰属したままであり、また、代理人の行為によつて取得された財産権は、代理人の名義に帰属しないで、直接本人に帰属する。間接代理の場合には、逆に、間接代理人が目的物の完全な権利者となると考えられている〔中略〕。信託の場合はそのどちらでもなく、受託者は名義と

管理権をもつた特殊な管理権者である〔4〕」

この説明が信託と代理との違いとしてあげているのは、第一に、信託と代理との制度の目的が異なること、第二に、信託と代理とは目的財産に関して受託者ないし代理人と本人ないし受益者とは各々有する法律上の権利が異なることの二点である。したがつて、本稿の関心事である信託と代理との同一の法律関係における併存が可能であるか否かは、この二点が信託および代理の本質的特徴としての程度の重要性を持つている

はじめに
一●問題の所在 (以上673号)
二●米国の信託法理における受益者の責任 (以上674号)
三●わが国への応用可能性と今後の課題
おわりに
(以上本号)

かによって判断されることとなる。より具体的には、信託の成立にとつて必要である諸要素を検討し、かかる各要素が代理の本質的特徴と矛盾なく両立するか否か、仮に代理の本質的特徴との間で矛盾が生ずるとすれば、かかる要素が信託の本質的特徴として必要不可欠であるか否かを判断すべきであると考えられる。

まず、代理の本質的特徴については、民法九九条が代理の要件効果について、「代理人カ其権限内ニ於テ本人ノ為メニスルコトヲ示シテ為シタル意思表示ハ直接ニ本人ニ対シテ其効力ヲ生ス」前項ノ

規定ハ第三者カ代理人ニ対シテ為シタル意思表示ニ之ヲ準用ス」と規定していることからすると、代理人の行為の効果を本人に直接帰属させることにあると考えてさしつかえないと思われる。

他方、信託法一条によれば、信託とは、「財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」ことである。この定義を素直に理解すると、信託の成立に於て必要不可欠である要素としてあげられるのは、①信託財産を構成する「財産権」の存在、②信託財産の管理処分に関する「一定ノ目的」の存在、③「財産権ノ移転其ノ他ノ処分」によって行なわれる信託関係設定行為の存在、④「他人」としての受託者の存在、である。

そこで、これらの諸要素を前記の判断枠組みに従って順次検討する。まず、①信託財産の存在については、この点が代理との間で矛盾を生じさせないことは明らかである。前記の説明のとおり代理は必ずしも特定の財産の存在を前提

としていないが、特定の財産に關して代理關係が成立することは何ら妨げがないわけであるから、この点については信託と代理との対立は問題とならない。次に、②信託目的の存在についても、信託財産の存在について論じたのと同様、代理が特定の目的の存在を前提としないとしても、特定の目的があることによつて代理の存在意義が否定されることにはならないから、信託と代理との間で矛盾は生じない。また、③信託関係設定行為の存在についても、前二者と同様、かかる行為の存在が代理の成立を絶対的に否定する要因とはならない以上、信託と代理との矛盾は生じてこない。

以上に対して、④「他人」としての受託者の存在については、信託財産に關して受託者と受益者とならざる権利の性質が問題となりうる。すなわち前記のとおり、代理の本質的特徴は、代理人の行為の効果を本人に対して直接帰属させる点にある。これに対して、受託者が「他人」であつて、信託財産の「移転其ノ他ノ処分」

を受けること、また、現行信託法の条文上は、受益者が信託財産に關して有する受益権がいわゆる「信託財産の所有権」とは異なる権利であるとされていること⁽⁴¹⁾からすれば、受託者の行為の効果は直接受益者には生じないことが、標準的な信託関係においては原則となつていふと考へられる。したがつてこの点において、わが国における代理と信託とは、理論上相容れない關係に立つていふと一応考へることが出来る。

そうすると、次に検討すべき点は、標準的な「信託關係」における受託者と受益者との權利關係の配分が、信託の本質的特徴として必要不可欠であると考えらるべきか否かである。そして、この点については、以下に述べるとおり、必ずしも信託の本質的特徴を構成していかないものと考えられる。すなわち、受託者および受益者が信託財産に關してどのような權利義務關係を有するかについて、信託法上は何ら規制がなされておらず、原則として信託關係当事者が自由に信託行為のなかで定める

ことができる。たとえば、本稿が問題としてとりあげているような、受益者が信託財産の管理処分に關する指図權を保持し、管理処分に關して主導的な地位にたつことも、信託關係当事者の意思により自由に設定することが可能である⁽⁴²⁾。また、前述した信託法一条の定義においても、信託關係設定行為として「財産権ノ移転其ノ他ノ処分」が必要とされてはいるが、米国の信託法理に關する議論においてみられたような、「受託者が財産に關する権原 (title) を保持すること」という要件が、条文上明らかに規定されているわけではない。さらに、制定法としての信託法は、信託の基本構造に關する理論構成として、いわゆる「債權説」を基盤としていふものの、現在のわが国における信託法学説のなかでは、債權説に対する反対學説が有力に主張されていることからすれば⁽⁴³⁾、現行信託法の規定する信託財産に關する信託關係当事者間の權利義務關係の構造を絶対的なものと考えらるべき必然性はないように思われる。

むしろ、信託の本質的特徴として重要であるのは、①特定された信託財産が存在し、②かかる信託財産に関して信託目的による拘束がかげられ、③信託関係当事者をはじめとするすべての利害関係者がかかる信託目的に従うことを法律上求められるという点であり(44)、信託財産に関する信託関係当事者間の権利義務関係の配分は、当該信託関係における信託目的や信託財産の具体的態様との関係で、相対的に定められるものと考えるべきではなからうか。したがって、現行信託法の規定の文言から導かれた信託財産に関する受託者と受益者との権利関係の配分を、信託の本質的特徴として絶対に維持すべき要素と考えることは、必ずしも妥当でないように思われる。

以上のとおり、信託関係の本質的特徴を、「特定の信託財産に関する信託目的によって拘束された財産関係」と考え、代理関係の本質的特徴を「代理人の行為の効果を直接本人に帰属させる制度」と考えるならば、この両法理の本質的特徴は、理論的に両立可能なものであると考えられる。したがって、米国と同様わが国においても、信託と代理とが同一の法律関係のなかで併存すると考えることは、理論的に可能であると思われる。したがって、本稿の冒頭で典型的な事例として示したような、投資活動における取引当事者間の衡平の観点に照らして受益者の責任が追及されるべき場合には、かかる法律関係が信託であると同時に代理でもあると考えることにより、「信託関係」における「受益者」を「代理関係」における「本人」であるとして、「受益者の責任」を認めるべきであると思われる。

2 受益者の責任を認めるための要件

以上述べてきたとおり、わが国の信託関係に関する解釈としても、信託財産の管理処分に関して「受益者の責任」を認めることが必要である場合があると思われる。しかしながら、米国における議論と同様、信託関係において「受益者の責任」が認められるのは、あくまで「受益者の無責任」という大原則に対する「例外」としてである。したがって、わが国における受益者の責任を今後議論していくさいに必要と考えられる解釈指針を、ごく簡単に整理しておくこととしたい。

第一に、受益者の責任が米国において認められた背後には、投資活動における取引当事者間の衡平という観点が存在していた。この観点は、わが国において受益者の責任を認めるべき根拠としても同様に前提とされるべきものと考えられる。したがって、受益者の責任が肯定される可能性のある信託関係は、原則として受益者の利益追求を目的とした信託関係にかぎられると考えるべきである。

第二に、受益者の責任を認めるべきか否かを判断するにあたっては、問題となった信託関係の外形的な法律関係のみならず、当該信託関係における信託財産の管理処分の実情を、関連する諸事情とともに具体的に考慮すべきである。

現実の紛争解決において、信託条項においてどのような権利義務関係が形成されているかが受益者の責任を判断するための重要な資料となることは疑いがないが、仮に信託条項上は受益者に対して責任追及を行なう余地がない場合であっても、信託条項と異なる財産管理関係が事実上形成されていた場合には、受益者の責任を追及するための主張立証を第三者に許すべきである。実際、信託関係当事者以外の第三者にとつて、信託条項の内容を主張立証することは、かえって具体的な取引の実態を立証することよりも困難である場合もあるであろうから、必ずしも信託条項の文言中に受益者の信託財産の管理処分に関する権限が規定されていることを要求する必要はないように思われる。しかしながら逆に、受益者の責任が肯定されるためには、受益者が信託財産の管理処分に関して主導的な役割を現実にも果たしていたことが必要であると考えられるから、単に信託条項中に受益者の信託財産の管理処分に関する権限が明記されていた

だけでは、受益者の責任を認める根拠としては不十分であると考えらるべきであろう。もつとも、このような場合には、受益者が実質的に信託財産の管理処分に関与していなかったことを、責任追及を免れようとする受益者に立証させるほうが、受益者と第三者との衡平に合致するかもしれない。

第三に、受益者の責任が認められるのは、信託財産の管理処分に関して受益者が主導的な地位にあったことを主たる理由とするものである。そして、標準的な信託関係における第三者に対する信託関係当事者間の責任配分は、受託者が信託財産の管理処分に関して主導的な地位にあることを前提とするものである。したがって、受益者の責任が認められる状況の下においては、受託者の責任の有無に関する判断が、事実上修正される可能性があることに留意すべきである。ただし、信託関係当事者のうち誰に対して責任追及を行なうべきかは、責任追及を行なう第三者の判断に委ねられるべきであるとも考えられるから、たと

えば、第三者が受益者の責任を主張しないにもかかわらず、責任追及を受けた受託者が、自己が事実上代理人にすぎなかったとして責任がない旨を主張することを許容すべきか否かについては、今後慎重に検討していく必要があると思われる。

なお、本稿で主張する「信託関係」における「受益者の責任」は、具体的な法律関係の解釈として「信託関係」の存在を否認して「代理関係」と認定することによって肯定されるものではなく、同一の法律関係のなかに「信託関係」と「代理関係」とが併存していることを前提とするものであるから、「受益者の責任」が肯定される場合においても、受益者が信託財産に関して有する権利は当該信託関係における「受益権」であって、当該財産の「所有権」とはならないことに注意しなければならぬ。したがって、「受益者の責任」が肯定される場合においても、受益者個人の債権者がこのことを理由として信託財産に直接強制執行等を行なうことはできない

と考えるべきである。

(40) 四宮和夫・信託法〔新版〕七頁〜九頁（一九八九）。具体的事例を念頭におきつつより平易な解説を試みるものとして、タマール・フランケル（樋口範雄訳）「信託モデルと契約モデル・パートII・信託と契約」法協一一五巻二号一五九頁以下（一九九八）参照。

(41) 信託法七条は、受益権について、「信託ノ利益」との表現を用いている。また、信託法一九条等では、受益者の受託者に対する「債権」として、受益権を位置づけている。したがって、少なくとも信託法の条文上は、受益者が信託財産に関して有する権利は「信託財産の所有権」と異なる権利とされていると考えられる。

(42) なお、信託法字のなかでは、受託者が信託財産の管理処分に関して主導的な地位にたない信託関係を「受働信託」として無効とすべきであるとの見解があるが、受託者の処分権が一応存在する場合に信託を無効とすべきではないとするのが現在の一般的な考え方である。四宮・前掲注（40）九頁参照。

(43) 四宮・前掲注（40）五九頁以下参照。

(44) 信託関係は信託関係当事者が自由に設定できるものである以

上、第三者に対する効果は原則として及ばないことになる。直感的には考えられよう。しかしながら、信託法は、受託者が信託目的に反した信託財産の処分を行なった場合に、受益者に取消権の行使を認め、信託財産を取得した第三者に対してまで信託関係の効果を及ぼすことを認めている（三一条）。このような信託関係の第三者に対する効果は、わが国の信託法の母法である英米における信託法理においても、いわゆる「受益者の追及権 (beneficiary's right of following or tracing)」として、中世における信託法理の形成以来一貫して認められている大原則である。cf. RESTATMENT (2d) OF TRUSTS, ss.284-329 (1959). このような信託関係の第三者に対する効果という点を考えると、信託の本質的特徴を本文に述べたように考えることは、必ずしも不合理とはいえないように思われる。もつとも、この点に関しては、信託関係の内外における利害調整、すなわち受益者と第三者との利害調整を詳細に分析することが必要であり、近い将来本格的な検討を加えることとしたい。

おわりに

以上のとおり、本稿では、米国の信託法理における判例学説の議論を参考として、利益追求目的の信託関係において受益者が主導的に財産の管理処分を行なっているなど一定の要件が存在する場合には、かかる「信託関係」における「受益者」の責任を認めるべきであること、また、かかる主張の理論的な前提として、信託関係と代理関係とは、両法理の本質的特徴に照らして必ずしも相容れない関係にあるわけではなく、同一の法律関係のなかで信託と代理とが併存する場合がありますをそれぞれ主張するものである。

しかしながら本稿は、米国の議論をある観点から参照したことに基づく、一つの主張を展開したものにすぎない。したがって、今後の課題としては、「受益者の責任」に関する要件効果についてより詳細な検討を行なうことのほか、信託法理と代理法理との本質的特徴

について、多様な局面を素材として再検討を行なうことが、まず第一に必要な点である。また、同じく利益追求を目的とした法律関係のうち、利益享受者の限定的な責任が認められている会社等と信託とを比較検討することも、必要不可欠となるであろう。

(完)

(ほしの・ゆたか)